

# 景観審議会所掌事務紹介

平成31年3月18日(月)  
生駒市景観審議会

## 景観法に基づく届出のご案内

○生駒市の景観計画が平成23年11月1日から生駒市景観計画が施行されます。

このため、これまでの奈良県景観計画に替わり生駒市景観計画の内容で届出が必要となります。

※特に市街化調整区域での届出対象行為が拡大されました。

### 届出制度の概要

- ・景観に影響を与えるおそれのある一定規模を超える建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為、土地形質の変更及び物件の堆積行為については、その行為に着手する**30日前までに**景観法に基づく届出が必要となります。行為にあたっては、良好な景観形成を図るため、**生駒市景観計画**に定める景観形成の基準に配慮していただく必要があります。

### 景観計画区域（届出対象区域）

#### ・生駒市全域

※生駒市内を自然景観区域・田園景観区域・市街地景観区域の3つの区域に区分し、区域ごとに届出対象規模及び景観形成の基準の内容が異なります。

また、区域の区分と別に景観形成地区を地区指定しており、地区ごとに届出対象規模及び、景観形成の基準を定めています。

### 届出・問い合わせ先

〒630-0288 生駒市東新町8-38 生駒市都市整備部 みどり公園課 緑化景観係

TEL: 0743-74-1111 (内線585)

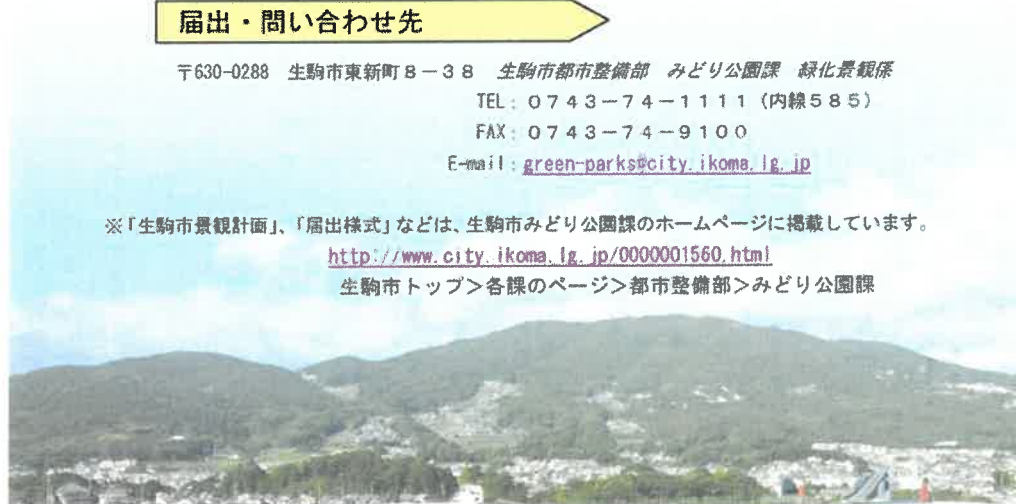
FAX: 0743-74-9100

E-mail: [green-parks@city.ikoma.lg.jp](mailto:green-parks@city.ikoma.lg.jp)

※「生駒市景観計画」、「届出様式」などは、生駒すみどり公園課のホームページに掲載しています。

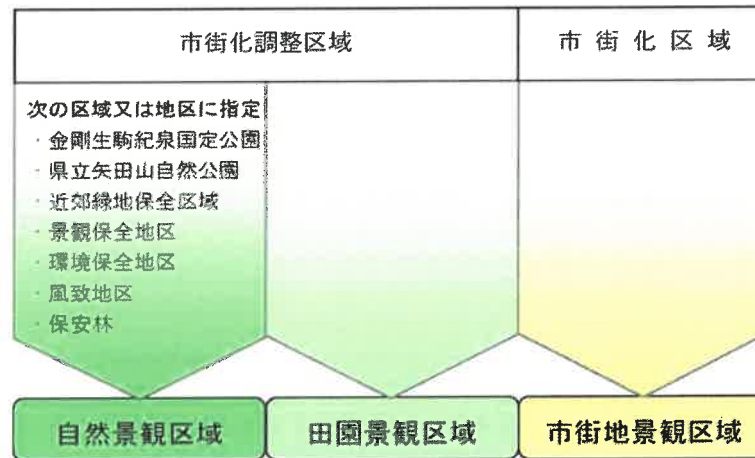
<http://www.city.ikoma.lg.jp/0000001560.html>

生駒市トップ>各課のページ>都市整備部>みどり公園課



## 区域の区分

市内全域を次のとおり3つの区域に区分しています。



## 景観形成地区

市内に2つの景観形成地区を指定しています。

### ◆広域幹線沿道地区

次の道路境界から10mの範囲の土地

- 一般国道168号・・・都市計画道路「奈良西幹線」  
(南田原町交差点以北はR168現道)  
の平群町からR163バイパスまで
- 清滝生駒道路・・・都市計画道路「国道163号バイパス線」  
の市内全線
- 阪奈道路・・・市内部分の全線
- 県道枚方大和郡山線・・・都市計画道路「高山高雄小泉線」  
の奈良市との境界からR163バイパスまで

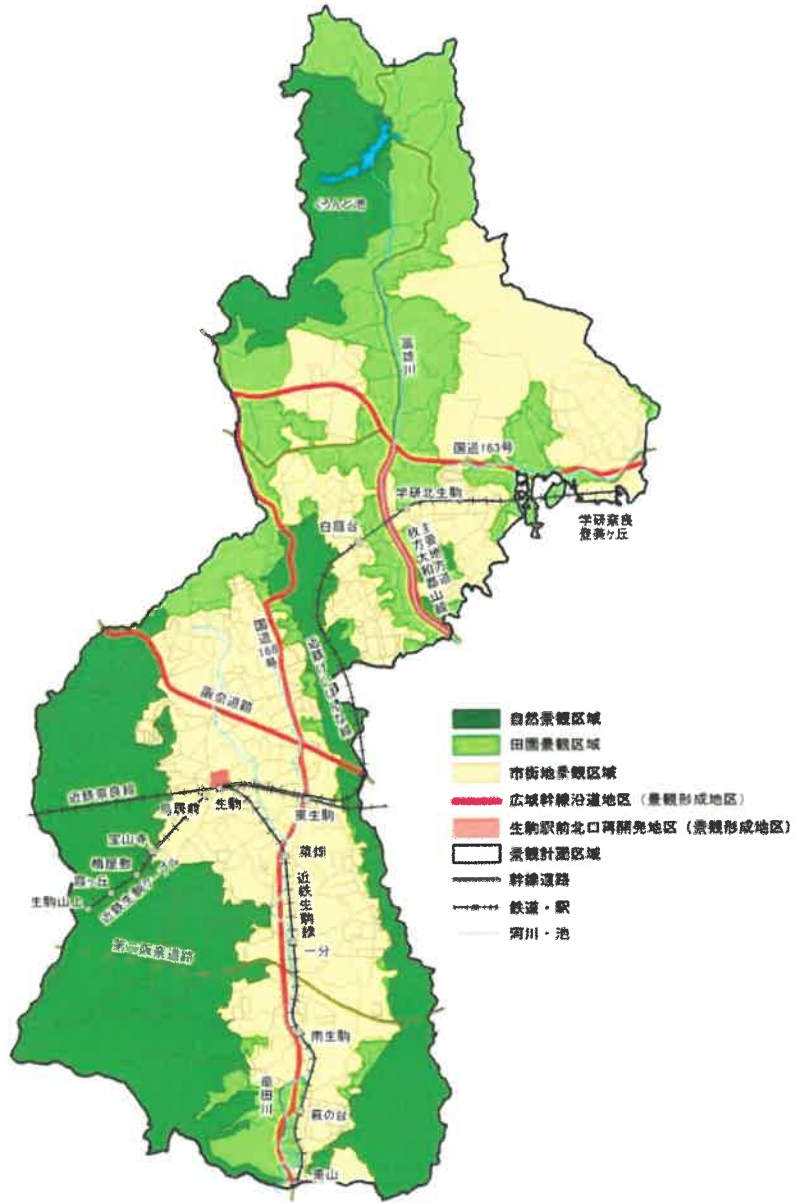
※計画地が対象道路に接する場合、計画地の過半が道路境界から10mの範囲に含まれる場合はそのすべてが地区内となります。

### ◆生駒駅前再開発地区

都市計画決定「生駒駅前北口第一種市街地再開発事業区域」の全域

※ 景観計画区域の区分・景観形成地については概要となっております。詳しくは生駒市景観計画をご覧ください。

生駒市景観計画総括図



## 届出が必要な行為と規模

景観形成基準の届出は、景観計画をご覧ください。

行為		自然景観区域	田園景観区域	市街地景観区域
建築物の新築又は移転 (右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)		地盤面からの高さ 10m 又は建築面積 300 m <sup>2</sup>	地盤面からの高さ 10m 又は建築面積 500 m <sup>2</sup>	地盤面からの高さ 13m 又は建築面積 1,000 m <sup>2</sup>
建築物の増築又は改築		上記の規模を超える建築物において、行為に係る建築面積が 10 m <sup>2</sup>		
建築物の外観の変更		上記の規模を超える建築物において、行為に係る面積が 10 m <sup>2</sup>		
工作物の新設又は移転 (右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む)	1 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ 15m		
	2 煙突(支弁及び支線があるものについては、これらを含む。)その他これに類するもの	高さ 10m		
	3 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。)			
	4 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの			
	5 ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設			
	6 アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	高さ 10m 又は築造面積 300 m <sup>2</sup>	高さ 10m 又は築造面積 500 m <sup>2</sup>	高さ 13m 又は築造面積 1,000 m <sup>2</sup>
	7 自動車車庫の用途に供するもの			
	8 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの			
	9 上記1～8に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	建築物の上端から工作物の上端までの高さ 5m かつ 地盤面から当該工作物の上端までの高さ 10m (上記1に掲げるものにあつては 15m)	建築物の上端から工作物の上端までの高さ 5m かつ 地盤面から当該工作物の上端までの高さ 10m (上記1に掲げるものにあつては 15m)	建築物の上端から工作物の上端までの高さ 5m かつ 地盤面から当該工作物の上端までの高さ 13m (上記1に掲げるものにあつては 15m)
工作物の増築又は改築		上記の規模を超える工作物において、行為に係る築造面積が 10 m <sup>2</sup>		
工作物の外観の変更		上記の規模を超える工作物において、行為に係る面積が 10 m <sup>2</sup>		
開発行為		行為地の面積 500 m <sup>2</sup> 又は 行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の 高さが 2m	行為地の面積 1,000 m <sup>2</sup> 又は 行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の 高さが 2mかつ長さ 10m	行為地の面積 3,000 m <sup>2</sup> 又は 行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の 高さが 5mかつ長さ 10m
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(開発行為を除く。)		行為地の面積 500 m <sup>2</sup> 又は 行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の 高さが 2m	行為地の面積 1,000 m <sup>2</sup> 又は 行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の 高さが 2mかつ長さ 10m	行為地の面積 3,000 m <sup>2</sup> 又は 行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の 高さが 5mかつ長さ 10m
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		行為地の面積 500 m <sup>2</sup> 又は 物件の堆積の高さが 2m	行為地の面積 1,000 m <sup>2</sup> 又は 物件の堆積の高さが 2m	行為地の面積 3,000 m <sup>2</sup> 又は 物件の堆積の高さが 3m

# 景観審議会所掌事務一覧について

## 景観審議会所掌事務一覧

次の事項について、景観審議会の意見が必要。

### 生駒市景観条例

- 景観計画、景観形成基本計画の策定・変更(提案制度に係るものを含む)(条例第8条)
- 景観法に基づく住民等からの景観計画の策定又は変更の提案(条例第9条)
- 届出に関する助言を市長が求められた場合(条例第12条 任意)
- 届出に対する設計変更等の勧告(条例第13条)
- 勧告に従わない者を公表(条例第13条)
- 特定届出行為に対する命令(条例第15条)
- 景観重要建造物又は景観重要樹木を指定又は解除(条例第19条)
- その他市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する重要な事項(条例第21条)

### 生駒市風致地区条例

- 風致地区の種別区域の決定・変更(条例第4条)